

秋田県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領に関する事務取扱要領

平成28年3月23日

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第77条に規定する後期高齢者医療被保険者(以下「被保険者」という。)に係る療養費のうち、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費(以下「療養費」という。)において、その施術を提供する者が、被保険者から委任を受けて行う療養費の支給申請及び受領(以下「代理受領」という。)に係る事務の取り扱い(以下「代理受領の取り扱い」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(代理受領の取扱いを行う事業者等)

第2条 広域連合長は、秋田県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領を行う者に関する基準(以下、「基準」という。)に適合する事業運営を行う者として登録した者(以下、「代理受領者」という。)に限り、代理受領を行わせるものとする。

(代理受領の取り扱いにおいて被保険者が負担すべき額)

第3条 被保険者は、代理受領の取り扱いに係る施術を受けたときは、その施術に係る療養費基準額から療養費支給額を控除して得た額(以下「一部負担金」という。)を、代理受領者に支払うものとする。

(療養費の代理受領者に係る登録)

第4条 第2条の登録は、代理受領を行おうとする者の届け出に基づき行う。

2 広域連合長は、前項の届け出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 届け出た者が、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

二 届け出た者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 届け出た者が、法その他国民の保険医療又は福祉に関する法律の規定により

罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 届け出た者が、第10条の規定により代理受領の取り扱いの中止を受け、その中止が終わるまでの者であるとき。

五 届け出た者が、他の保険者により代理受領の取り扱いの中止を受け、その中止の期間が終わるまでの者であるとき。

六 届け出た者が法人であって、その役員等のうちに第二号から前号までのいずれかに該当する者があるとき。

七 届け出た者が、その代理受領に係る事業の従事者又は施術を提供する施術所等の開設者及び従業者のうちに、第三号から第五号までのいずれかに該当する者があるとき。

八 その他、届け出た者が、他の代理受領者の療養費支給申請における不正に関与した場合など、広域連合長が特に必要と認めたとき。

(療養費代理受領者登録届)

第5条 前条第1項の届け出は、次の各号に掲げる書類の提出によるものとする。

一 療養費代理受領者登録届出書(様式第1号)

二 誓約書(様式第2号)

三 事務所及び施術所登録票(様式第3号)

四 従業者等登録票(様式第4号)

五 基準第13条に基づく事業運営指針(参考様式1)

六 届出者が法人等であるときは、役員名簿(様式第5号)

七 届出者が法人等であるときは、その定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

八 施術所に係る保健所等に届け出た開設届又は出張施術業務開始届の写し

九 はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の免許証の写し

十 基準第7条に該当する場合は、同条に規定する契約書等

十一 その他、広域連合長が必要と認める書類

2 広域連合長は、前項の届け出があったときは、その書類を審査し、適正と認められるときは、その届出事項を台帳に登録するものとする。

3 広域連合長は、前項の審査の結果を、届け出た者に通知するものとする。

4 届け出た者に係る代理受領の取扱いは、第2項の登録をした日以降に提供した施術につき行う。

(登録事項変更届)

第6条 広域連合長は、前条第1項の代理受領者の届出事項の変更について、その変更があった日から14日以内に、登録事項変更届出書(様式第6号)及びその変更を証する書類の提出により、当該代理受領者に届け出させるものとする。

2 広域連合長は、前項の変更により、代理受領者が基準及びこの要領に適合しないと認められるときは所要の是正等を求めるものとし、基準及びこの要領に適合すると認められるまでの間、その者の代理受領の取り扱いを行わないものとする。

(基準に関する改善通知等)

第7条 広域連合長は、第2条の登録をした代理受領者又は施術所等が基準に従った事業運営を行っていないと認められるときは、当該代理受領者等に対し、相当の期限を定め是正するよう通知するものとする。

2 広域連合長は、前項の是正すべき事項が、適正な療養費の支給に支障があると認められるときは、その理由がなくなるまでの間、その者の代理受領の取り扱いを行わないものとする。

(代理受領の取り扱いにおける療養費の支給申請手続き)

第8条 代理受領者による療養費の支給申請の手続きは、次の各号に掲げる書類の提出によるものとする。

一 後期高齢者医療療養費支給申請書

ア はり・きゅう(様式第7号)

イ あん摩・マッサージ(様式第8号)

二 後期高齢者医療療養費送付内訳書(様式第9号)

三 施術に係る医師の同意書

ア はり・きゅう(様式第10号)

イ あん摩・マッサージ(様式第11号)

四 療養費の支給申請代行に係る委任状(参考様式2)

五 療養費の支給申請書副本受領書(参考様式3)

六 往療一覧(秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則(平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号)第14条第1項第2号の様式第38号)

七 基準第20条第2項第3号の往療に関する記録の写し

八 一部負担金領収書控の写し

九 その他、広域連合長が必要と認める書類

- 2 広域連合長は、支給申請の審査にあたり、適宜、第1項に規定する書類のほか、基準の規定により代理受領者が整備すべき帳簿、記録その他の書類の提出を求め、療養費の支給要件及び基準に適合しているか確認するものとする。
- 3 第1項の申請書類は、施術を行った月毎にとりまとめるものとし、各月の7日までに申請のあったもののうち、適正と認められるものについて、その翌月に支給決定のうえ、支給決定月の末日までに当該療養費を支払うものとする。
- 4 広域連合長は、施術を提供した月の翌月の初日から起算して3か月を経過した施術に係る療養費の支給申請については、代理受領の取り扱いを行わないものとする。ただし、当該3か月以内に申請のあったもの及び支給決定の保留等に伴い3か月を経過した場合を除く。

(支給申請に疑義があるとき)

第9条 広域連合長は、申請書類等を審査した結果疑義が生じたときは、支給決定を保留し、次の各号に掲げる方法により、調査等を行うものとする。

- 一 法第60条及び第137条の規定に基づく被保険者等に対する施術の実施状況等に関する質問又は文書その他の物件の提出若しくは提示の求め。
- 二 第8条第1項第3号の同意書を発行した医師に対する診断結果及び患者の状態等に関する照会。
- 三 基準第21条による代理受領者等に対する質問及び検査若しくは帳簿書類の提出又は提示の求め。
- 2 前項の調査において、代理受領者がはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師で構成する組合・団体等であって、その構成員である施術所等による施術の提供等に関し疑義があるときは、当該組合・団体等に疑義事項を通知し、当該組合・団体等による調査及び報告を求めるものとする。
- 3 代理受領者等が第1項第3号の質問及び検査若しくは帳簿書類の提出又は提示の求めに応じないときは、秋田県に対し疑義事項及び調査の状況等について通報するものとする。
- 4 申請に対する疑義が、軽微な過失によるものと認められるときは、代理受領者に自らその状況等を調査させ、結果を報告させることができるものとする。
- 5 広域連合長は、第1項の調査又は前項の報告の結果、その申請に係る施術が療養費の支給要件に適合しないとき又は適合することが確認できないときは、理由を付してその申請を返戻するものとする。

(代理受領の取扱い中止)

第10条 広域連合長は、第2条の登録に係る代理受領者において、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、代理受領の取り扱いを中止するものとする。

- 一 療養費の支給申請に関し、重大な過失又は不正があったとき。
 - 二 代理受領者又は施術所等が、第4条第2項に該当するに至ったとき。
 - 三 基準第21条の報告又は帳簿書類の提出若しくは提示の求めに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 四 代理受領者又は事業者、代理受領者又は事業者であった者、代理受領者又は事業者の従業者等が、基準第21条の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該代理受領者の従業者等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、代理受領者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 五 代理受領者が、不正の手段によりこの基準に適合するものと偽って代理受領の取り扱いを行ったとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、代理受領者又は事業者若しくはその施術所等の開設者が、施術の提供等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 2 前項第1号の適用は、第9条に基づく調査等の結果、その事実関係を総合的に勘案して行うものとする。
- 3 第1項の規定により代理受領の取り扱いを中止する者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 代理受領者の代表者（代理受領者が組合・団体等であって、その会員等である施術所等が第1項に該当するに至った場合において、その該当事由について代理受領者の関与がなく、かつ、その施術所等の事業運営について適切な管理・監督が行われているときを除く。）
 - 二 重大な過失又は不正に関与した代理受領者の従業者等
 - 三 重大な過失又は不正に関与した施術所等の開設者及びその従業者等
 - 四 第1号の代理受領者が法人であるときは、その役員
- 4 広域連合長は、第1項の決定をしたときは、直ちに代理受領の取扱いの中止決定通知書（様式第12号、第13号及び第14号）により、代理受領者及び対象者に通知するものとする。
- 5 療養費の代理受領の取扱いを中止する期間は、決定した日から起算して5年間とする。ただし、5年経過した日においてなお、未納の返還金がある場合は、当該返還金の納付が確認できるまでの間、中止する期間を延長するものとする。

6 広域連合長は、第1項の決定をしたときは、速やかにその旨を各都道府県後期高齢者医療広域連合及び秋田県内の各市町村に対し通知するとともに、秋田県に報告し、各保険者その他関係機関への通知を求めるものとする。

(返還金の請求)

第11条 広域連合長は、不正又は不当に療養費を受け取った者に対し、原則として、過去5年間に遡って返還すべき療養費の額を確定し、請求するものとする。

2 広域連合長は、前項の請求に係る債権の徴収又は保全のため必要があると認められるときは、次の各号に掲げる方法により債権を回収するものとする。

- 一 公正証書による損害賠償債務弁済契約書の締結
- 二 支払督促
- 三 訴訟

附 則

(施行期日等)

第1条 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 この要領の施行に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領の取扱いに関する事務取扱要領（平成27年3月12日事務局長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この要領の施行前に既に代理受領を行う者は、第2条の登録をした代理受領者とみなす。

第4条 この要領の施行前に代理受領に係る施術を提供する施術所等は、その代理受領者の施術所等とみなす。

第5条 附則第2条により登録代理受領者とみなす者については、平成28年4月末日までに第5条第1項に規定する届出書類を提出させるものとし、審査の結果、第4条第2項に該当するときは、登録を取り消すものとする。

第6条 この要領の施行前に既に代理受領を行う者が行う平成28年3月末日以前に提供した施術に係る療養費支給申請手続きの取扱いは、平成28年4月7日までに当該申請書の提出があったものについては、第8条の規定によらず、従前の例によるものとする。